

帯広市地域防災計画（地震災害対策編）新旧対照表

添付資料 1-②

掲載頁	旧	新	備考																																																												
第1章 第4節 2頁	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第4節 計画の基本方針</p> <p>1 防災組織</p> <p>(1) 帯広市防災会議</p> <p>ウ 防災会議の構成</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%; text-align: center;"> <p>会長 (市長)</p> </div> <div style="width: 80%;"> <table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">条例第3条第5項第1号</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">指定地方行政機関の職員</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 帯広開発建設部長 北海道農政事務所帯広地域センター長 北海道運輸局帯広運輸支局長 十勝西部森林管理署長 東京航空局帯広空港出張所長 帯広測候所長 </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">条例第3条第5項第2号</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">陸上自衛隊の自衛官</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">陸上自衛隊第4普通科連隊長</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">条例第3条第5項第3号</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">北海道知事の部内の職員</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">十勝総合振興局長</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">条例第3条第5項第4号</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">北海道警察の警察官</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">帯広警察署長</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">条例第3条第5項第5号</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">市長の部内の職員</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 帯広市副市長 帯広市公営企業管理者 </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">条例第3条第5項第6号</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">教育長</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">帯広市教育委員会教育長</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">条例第3条第5項第7号</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">消防長及び消防団長</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 帯広市消防長 帯広市消防団長 </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">条例第3条第5項第8号</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">指定公共機関の職員</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 日本郵便(株)帯広郵便局長 JR北海道(株)釧路支社帯広地区駅長 NTT東日本(株)北海道支店設備部長 日本放送協会帯広放送局長 北海道電力(株)帯広支店長 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">指定地方公共機関の職員</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 帯広市医師会会長 帯広ガス(株)取締役社長 (一社)北海道LPガス協会十勝支部長 </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">条例第3条第5項第9号</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">自主防災組織の構成者、学識経験者</td> <td></td> </tr> </table> </div> </div>	条例第3条第5項第1号	指定地方行政機関の職員	帯広開発建設部長 北海道農政事務所帯広地域センター長 北海道運輸局帯広運輸支局長 十勝西部森林管理署長 東京航空局帯広空港出張所長 帯広測候所長	条例第3条第5項第2号	陸上自衛隊の自衛官	陸上自衛隊第4普通科連隊長	条例第3条第5項第3号	北海道知事の部内の職員	十勝総合振興局長	条例第3条第5項第4号	北海道警察の警察官	帯広警察署長	条例第3条第5項第5号	市長の部内の職員	帯広市副市長 帯広市公営企業管理者	条例第3条第5項第6号	教育長	帯広市教育委員会教育長	条例第3条第5項第7号	消防長及び消防団長	帯広市消防長 帯広市消防団長	条例第3条第5項第8号	指定公共機関の職員	日本郵便(株)帯広郵便局長 JR北海道(株)釧路支社帯広地区駅長 NTT東日本(株)北海道支店設備部長 日本放送協会帯広放送局長 北海道電力(株)帯広支店長		指定地方公共機関の職員	帯広市医師会会長 帯広ガス(株)取締役社長 (一社)北海道LPガス協会十勝支部長	条例第3条第5項第9号	自主防災組織の構成者、学識経験者		<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第4節 計画の基本方針</p> <p>1 防災組織</p> <p>(1) 帯広市防災会議</p> <p>ウ 防災会議の構成</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%; text-align: center;"> <p>会長 (市長)</p> </div> <div style="width: 80%;"> <table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">条例第3条第5項第1号</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">指定地方行政機関の職員</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 帯広開発建設部長 北海道農政事務所地方参事官 北海道運輸局帯広運輸支局長 十勝西部森林管理署長 東京航空局帯広空港出張所長 帯広測候所長 </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">条例第3条第5項第2号</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">陸上自衛隊の自衛官</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">陸上自衛隊第4普通科連隊長</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">条例第3条第5項第3号</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">北海道知事の部内の職員</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">十勝総合振興局長</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">条例第3条第5項第4号</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">北海道警察の警察官</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">帯広警察署長</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">条例第3条第5項第5号</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">市長の部内の職員</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 帯広市副市長 帯広市公営企業管理者 </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">条例第3条第5項第6号</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">教育長</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">帯広市教育委員会教育長</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">条例第3条第5項第7号</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">とにかち広域消防事務組合の消防職員及び消防団長</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> とにかち広域消防局長 帯広市消防団長 </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">条例第3条第5項第8号</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">指定公共機関の職員</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 日本郵便(株)帯広郵便局長 JR北海道(株)釧路支社帯広地区駅長 NTT東日本(株)北海道東支店長 日本放送協会帯広放送局長 北海道電力(株)帯広支店長 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">指定地方公共機関の職員</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 帯広市医師会会長 帯広ガス(株)取締役社長 (一社)北海道LPガス協会十勝支部長 </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">条例第3条第5項第9号</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">自主防災組織の構成者、学識経験者</td> <td></td> </tr> </table> </div> </div>	条例第3条第5項第1号	指定地方行政機関の職員	帯広開発建設部長 北海道農政事務所地方参事官 北海道運輸局帯広運輸支局長 十勝西部森林管理署長 東京航空局帯広空港出張所長 帯広測候所長	条例第3条第5項第2号	陸上自衛隊の自衛官	陸上自衛隊第4普通科連隊長	条例第3条第5項第3号	北海道知事の部内の職員	十勝総合振興局長	条例第3条第5項第4号	北海道警察の警察官	帯広警察署長	条例第3条第5項第5号	市長の部内の職員	帯広市副市長 帯広市公営企業管理者	条例第3条第5項第6号	教育長	帯広市教育委員会教育長	条例第3条第5項第7号	とにかち広域消防事務組合の消防職員及び消防団長	とにかち広域消防局長 帯広市消防団長	条例第3条第5項第8号	指定公共機関の職員	日本郵便(株)帯広郵便局長 JR北海道(株)釧路支社帯広地区駅長 NTT東日本(株)北海道東支店長 日本放送協会帯広放送局長 北海道電力(株)帯広支店長		指定地方公共機関の職員	帯広市医師会会長 帯広ガス(株)取締役社長 (一社)北海道LPガス協会十勝支部長	条例第3条第5項第9号	自主防災組織の構成者、学識経験者		<p>機関の変更</p> <p>消防広域化に伴う変更</p> <p>機関の変更</p>
条例第3条第5項第1号	指定地方行政機関の職員	帯広開発建設部長 北海道農政事務所帯広地域センター長 北海道運輸局帯広運輸支局長 十勝西部森林管理署長 東京航空局帯広空港出張所長 帯広測候所長																																																													
条例第3条第5項第2号	陸上自衛隊の自衛官	陸上自衛隊第4普通科連隊長																																																													
条例第3条第5項第3号	北海道知事の部内の職員	十勝総合振興局長																																																													
条例第3条第5項第4号	北海道警察の警察官	帯広警察署長																																																													
条例第3条第5項第5号	市長の部内の職員	帯広市副市長 帯広市公営企業管理者																																																													
条例第3条第5項第6号	教育長	帯広市教育委員会教育長																																																													
条例第3条第5項第7号	消防長及び消防団長	帯広市消防長 帯広市消防団長																																																													
条例第3条第5項第8号	指定公共機関の職員	日本郵便(株)帯広郵便局長 JR北海道(株)釧路支社帯広地区駅長 NTT東日本(株)北海道支店設備部長 日本放送協会帯広放送局長 北海道電力(株)帯広支店長																																																													
	指定地方公共機関の職員	帯広市医師会会長 帯広ガス(株)取締役社長 (一社)北海道LPガス協会十勝支部長																																																													
条例第3条第5項第9号	自主防災組織の構成者、学識経験者																																																														
条例第3条第5項第1号	指定地方行政機関の職員	帯広開発建設部長 北海道農政事務所地方参事官 北海道運輸局帯広運輸支局長 十勝西部森林管理署長 東京航空局帯広空港出張所長 帯広測候所長																																																													
条例第3条第5項第2号	陸上自衛隊の自衛官	陸上自衛隊第4普通科連隊長																																																													
条例第3条第5項第3号	北海道知事の部内の職員	十勝総合振興局長																																																													
条例第3条第5項第4号	北海道警察の警察官	帯広警察署長																																																													
条例第3条第5項第5号	市長の部内の職員	帯広市副市長 帯広市公営企業管理者																																																													
条例第3条第5項第6号	教育長	帯広市教育委員会教育長																																																													
条例第3条第5項第7号	とにかち広域消防事務組合の消防職員及び消防団長	とにかち広域消防局長 帯広市消防団長																																																													
条例第3条第5項第8号	指定公共機関の職員	日本郵便(株)帯広郵便局長 JR北海道(株)釧路支社帯広地区駅長 NTT東日本(株)北海道東支店長 日本放送協会帯広放送局長 北海道電力(株)帯広支店長																																																													
	指定地方公共機関の職員	帯広市医師会会長 帯広ガス(株)取締役社長 (一社)北海道LPガス協会十勝支部長																																																													
条例第3条第5項第9号	自主防災組織の構成者、学識経験者																																																														

2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 帯広市

機 関 名	事 務 又 は 業 務
市長部局及び消防機関	①帯広市防災会議に関する事務を行うこと。 ②住民の自主防災組織の育成及び住民の自発的な防災活動の促進に関すること。 ③地震防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 ④防災訓練及び地震防災上必要な教育の実施に関すること。 ⑤災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 ⑥防災に関する施設、設備の整備に関すること。 ⑦応急用食料及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。 ⑧災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 ⑨消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 ⑩避難の勧告もしくは指示及び避難者の収容に関すること。 ⑪被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。 ⑫災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 ⑬被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。 ⑭その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。 ⑮災害時の輸送の確保及び交通等の対策に関すること。 ⑯災害時要援護者の把握及び擁護に関すること。 ⑰災害ボランティアの受入に関すること。
(省略)	(省略)

(2) 指定地方行政機関

(指定地方行政機関の地方支分部局、その他の国の地方行政機関で内閣総理大臣が指定するもの)

機 関 名	事 務 又 は 業 務
(省略)	(省略)
北海道農政事務所 帯広地域センター	①農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
(省略)	(省略)

(省略)

(6) 指定公共機関

(公共的機関及び公益的事業を営む法人で国が指定するもの)

機 関 名	事 務 又 は 業 務
(省略)	(省略)
東日本電信電話 (株) 北海道支店	①災害時に重要通信をそ通させるための通信手段を確保すること。 ②災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧すること。
(省略)	(省略)

2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 帯広市及びとちかち広域消防事務組合

機 関 名	事 務 又 は 業 務
市長部局及び消防機関	①帯広市防災会議に関する事務を行うこと。 ②住民の自主防災組織の育成及び住民の自発的な防災活動の促進に関すること。 ③地震防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 ④防災訓練及び地震防災上必要な教育の実施に関すること。 ⑤災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 ⑥防災に関する施設、設備の整備に関すること。 ⑦応急用食料及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。 ⑧災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 ⑨消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 ⑩避難の勧告もしくは指示及び避難者の収容に関すること。 ⑪被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。 ⑫災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 ⑬被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。 ⑭その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。 ⑮災害時の輸送の確保及び交通等の対策に関すること。 ⑯災害時要援護者の把握及び擁護に関すること。 ⑰災害ボランティアの受入に関すること。
(省略)	(省略)

(2) 指定地方行政機関

(指定地方行政機関の地方支分部局、その他の国の地方行政機関で内閣総理大臣が指定するもの)

機 関 名	事 務 又 は 業 務
(省略)	(省略)
北海道農政事務所 帯広地域拠点	①農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
(省略)	(省略)

(省略)

(6) 指定公共機関

(公共的機関及び公益的事業を営む法人で国が指定するもの)

機 関 名	事 務 又 は 業 務
(省略)	(省略)
東日本電信電話 (株) 北海道東支店	①災害時に重要通信をそ通させるための通信手段を確保すること。 ②災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧すること。
(省略)	(省略)

消防広域化に伴う変更

第2章
第4節
23頁

第4節 防災訓練計画
3 市及び防災会議が実施する訓練
市及び防災会議は、各機関と緊密な連携の上、訓練を実施するものとし、その区分及び実施方法は概ね次のとおりである。

区 分	時 期	実施場所	実 施 方 法	所 管
総合防災訓練	年1回以上	指定避難場所ごとの区域	各関係機関と一体となって、想定被害により震災、災害救助等の訓練を総合的に実施する。	防災会議 帯広市
災害通信連絡訓練	適 時	防災関係機関相互	図上又は実施訓練 主通信及び副通信をそれぞれ組み合わせ、想定のもとに訓練を実施する。	防災会議 帯広市 <u>消防本部</u>
消防訓練	火災発生多発時期前	火災危険地区	図上又は実施訓練 消防機関の出動、避難、救出救助、消火の指揮系統確立、広報情報連絡等を折り込んだ訓練を実施する。	<u>消防本部</u>
避難救助訓練	適 時	指定避難場所ごとの区域適当な地区場所	図上又は実施訓練 消防訓練等に併せて避難の指示、伝達方法、避難誘導、避難所の防疫、給水給食等を折り込んだ訓練を実施する。	帯広市 <u>消防本部</u>
非常招集訓練	〃		図上又は実施訓練 災害対策本部各班員及び消防機関の招集訓練を実施する。	帯広市 <u>消防本部</u>
その他災害に関する訓練	〃		その他災害に関する訓練を実施する。 (他の機関で実施する訓練に協力)	防災会議 他

注) 細部についてはその都度決定する。

第2章
第5節
26頁

第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備
3 企業・業界団体との優先供給協定等の締結
(1) 企業・団体との優先供給協定等の締結状況

協 定 の 名 称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日
(省略)	(省略)	(省略)

第3章
第1節
60頁

第3章 地震応急対策計画
第1節 応急活動体制
3 帯広市災害対策本部
(7) 本部の運営
ア 本部会議
(ア) 本部会議の構成
本部会議は本部長、副本部長、本部付及び指定の本部員をもって構成する。
a 本部長 市 長

第2章
第4節
23頁

第4節 防災訓練計画
3 市及び防災会議が実施する訓練
市及び防災会議は、各機関と緊密な連携の上、訓練を実施するものとし、その区分及び実施方法は概ね次のとおりである。

区 分	時 期	実施場所	実 施 方 法	所 管
総合防災訓練	年1回以上	指定避難場所ごとの区域	各関係機関と一体となって、想定被害により震災、災害救助等の訓練を総合的に実施する。	防災会議 帯広市
災害通信連絡訓練	適 時	防災関係機関相互	図上又は実施訓練 主通信及び副通信をそれぞれ組み合わせ、想定のもとに訓練を実施する。	防災会議 帯広市 <u>消防機関</u>
消防訓練	火災発生多発時期前	火災危険地区	図上又は実施訓練 消防機関の出動、避難、救出救助、消火の指揮系統確立、広報情報連絡等を折り込んだ訓練を実施する。	<u>消防機関</u>
避難救助訓練	適 時	指定避難場所ごとの区域適当な地区場所	図上又は実施訓練 消防訓練等に併せて避難の指示、伝達方法、避難誘導、避難所の防疫、給水給食等を折り込んだ訓練を実施する。	帯広市 <u>消防機関</u>
非常招集訓練	〃		図上又は実施訓練 災害対策本部各班員及び消防機関の招集訓練を実施する。	帯広市 <u>消防機関</u>
その他災害に関する訓練	〃		その他災害に関する訓練を実施する。 (他の機関で実施する訓練に協力)	防災会議 他

注) 細部についてはその都度決定する。

第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備
3 企業・業界団体との優先供給協定等の締結
(1) 企業・団体との優先供給協定等の締結状況

協 定 の 名 称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日
(省略)	(省略)	(省略)
災害時における物資供給に関する協定	<u>NPO法人コメリ災害対策センター</u>	<u>平成28年4月20日</u>
災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	<u>株式会社セブン-イレブン・ジャパン</u>	<u>平成29年2月15日</u>

第3章 地震応急対策計画
第1節 応急活動体制
3 帯広市災害対策本部
(7) 本部の運営
ア 本部会議
(ア) 本部会議の構成
本部会議は本部長、副本部長、本部付及び指定の本部員をもって構成する。
a 本部長 市 長

消防広域化に伴う変更

新たな防災協定の締結に伴う追加

b 副本部長 副市長
 c 本部付 公営企業管理者及び教育長
 d 本部員 帯広市災害対策本部条例施行規則第6条第1項に規定する部の長
 (同条第5項による部長の代理者を含む。)をもって構成する。
 e 本部情報連絡室長 総務部長
 f " 副室長 総務部企画調整監

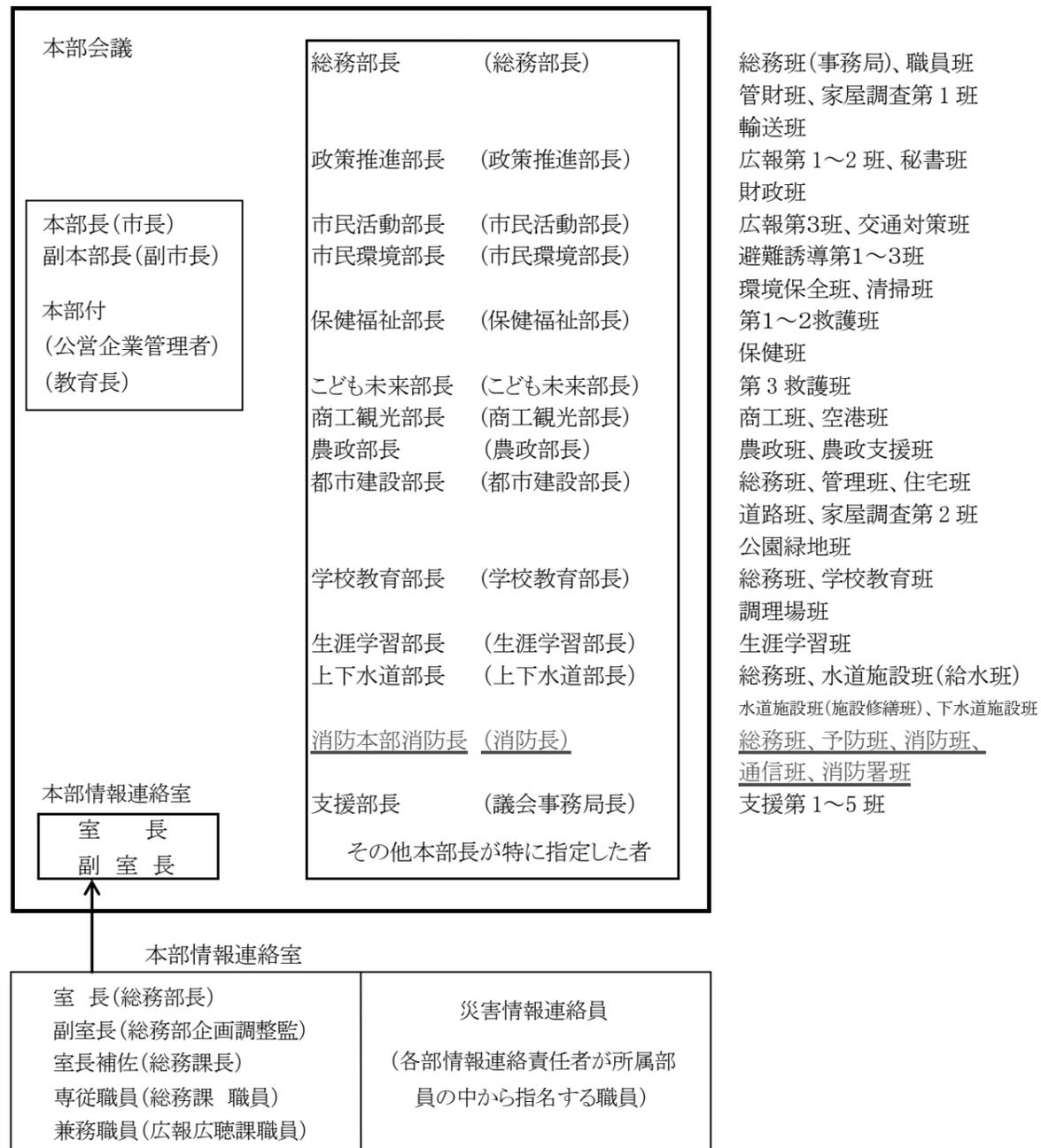
b 副本部長 副市長
 c 本部付 公営企業管理者及び教育長
 d 本部員 帯広市災害対策本部条例施行規則第6条第1項に規定する部の長
 (同条第5項による部長の代理者を含む。)及びとちかち広域消防局の
 職員のうちから市長が指名する者をもって構成する。
 e 本部情報連絡室長 総務部長
 f " 副室長 総務部企画調整監

消防広域化に伴う変更

62 頁

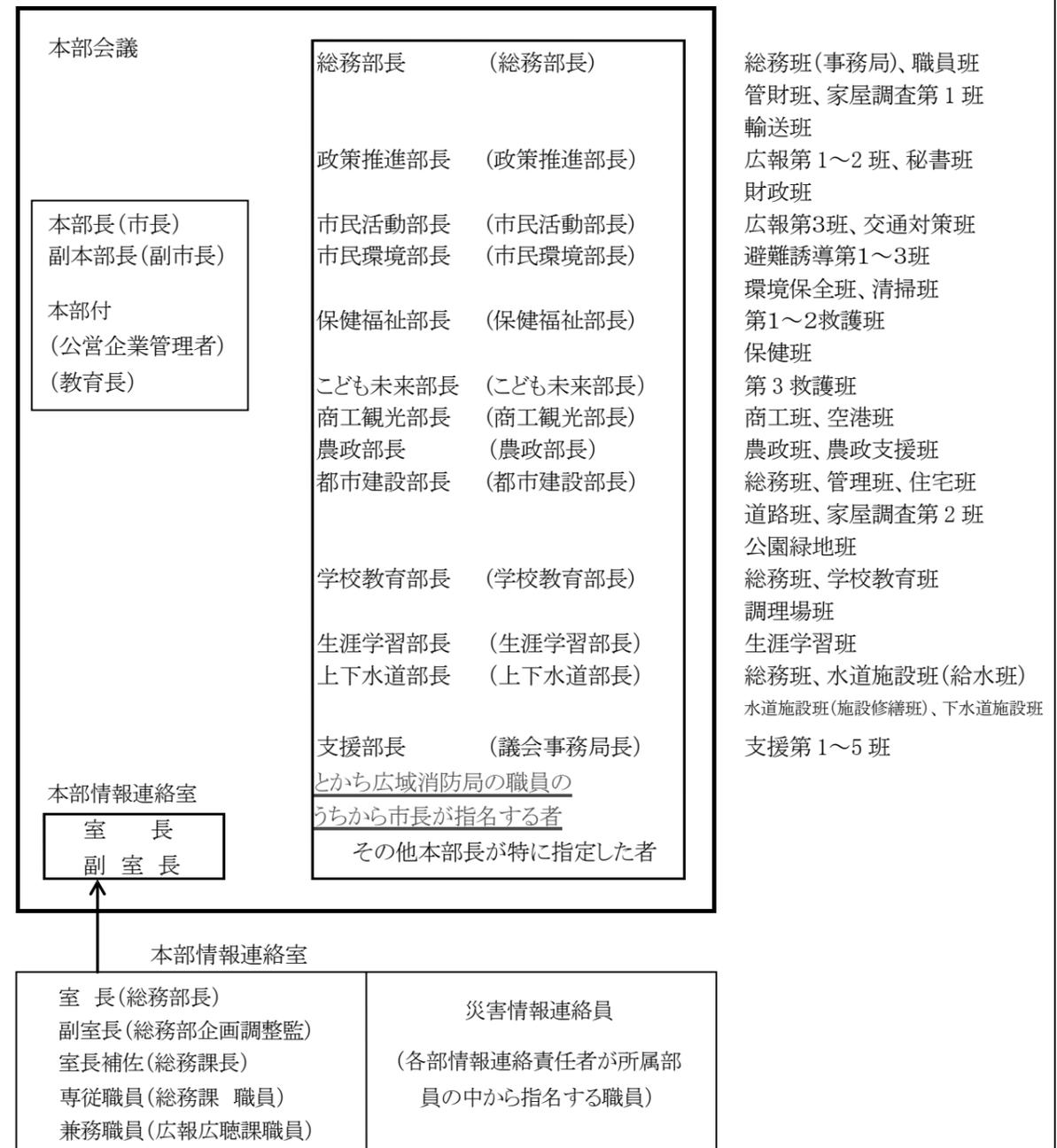
別表 1

《 災害対策本部組織図 》



別表 1

《 災害対策本部組織図 》



消防広域化に伴う変更

別表 2

部班の編成内容

部名	部長	班名	班長	班に属する課
総務部	総務部長	総務班	総務課長	総務課
		職員班	職員課長	職員課 行政推進室
		管財班	契約管財課長	契約管財課 情報システム課
		家屋調査第1班	資産税課長	資産税課
		輸送班	納税課長	納税課 市民税課
(省略)				
消防本部	消防長	<u>総務班</u>	<u>総務課長</u>	総務課
		<u>予防班</u>	<u>予防課長</u>	予防課
		<u>消防班</u>	<u>消防課長</u>	消防課
		<u>通信班</u>	<u>通信課長</u>	通信課
		<u>消防署班</u>	<u>警防課長</u>	消防署
(省略)				
備考				
1 支援部を除く各部の副部長は、部長の属する組織の部長職(帯広市職員給与条例施行規則(昭和28年規則第8号)別表第1号(以下「管理職員表」という。)第1種の欄に掲げる者をいう。以下同じ。)及び部次長職(管理職員表第2種の欄に掲げる者をいう。以下同じ。)をもって充てる。ただし、当該部長を除く。 2 支援部の副部長は、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局並びに、臨時に設置される部局の部長職及び部次長職並びに会計管理者をもって充てる。 3 班の副班長は、班に属する課の課長職(班長を除く管理職員表第3種の欄に掲げる者をいう。)及び、課長補佐職(管理職員表第4種の欄に掲げる者をいう。)をもって充てる。ただし、当該班長を除く。				

別表 2

部班の編成内容

部名	部長	班名	班長	班に属する課
総務部	総務部長	総務班	総務課長	総務課 <u>消防推進室</u>
		職員班	職員課長	職員課 行政推進室
		管財班	契約管財課長	契約管財課 情報システム課
		家屋調査第1班	資産税課長	資産税課
		輸送班	納税課長	納税課 市民税課
(省略)				
(削除)				
(省略)				
備考				
1 支援部を除く各部の副部長は、部長の属する組織の部長職(帯広市職員給与条例(昭和28年条例第6号)第5条の2の規定により決定された職務の級(以下「職務の級」という。)が8級に属する職員をいう。以下同じ。)及び部次長職(職務の級が7級に属する職員をいう。以下同じ。)をもって充てる。ただし、当該部長を除く。 2 支援部の副部長は、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局並びに、臨時に設置される部局の部長職及び部次長職並びに会計管理者をもって充てる。 3 班の副班長は、班に属する課の課長職(班長を除く管理職員表第3種の欄に掲げる者をいう。)及び、課長補佐職(管理職員表第4種の欄に掲げる者をいう。)をもって充てる。ただし、当該班長を除く。				

消防広域化に伴う変更

消防広域化に伴う変更

引用法令の修正

別表 3

各部班の所掌事務

部名	班名	所掌事務
総務部	総務班	1 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事。こと。 2 災害対策本部の庶務及び各部との連絡調整に関する事。こと。 3 本部会議及び本部情報連絡室に関する事。こと。 4 気象予報(注意報を含む。)、警報及び情報等の収集、伝達に関する事。こと。 5 災害状況の取りまとめに関する事。こと。 6 国・道に対する要請及び報告に関する事。こと。 7 自衛隊の派遣要請依頼に関する事。こと。 8 災害時の車両(作業用を除く。)の確保及び配車に関する事。こと。 9 被災地応急物資及び本部職員等の輸送に関する事。こと。 10 災害日誌及び災害記録に関する事。こと。 11 通信連絡機能の確保に関する事。こと。

別表 3

各部班の所掌事務

部名	班名	所掌事務
総務部	総務班	1 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事。こと。 2 災害対策本部の庶務及び各部との連絡調整に関する事。こと。 3 本部会議及び本部情報連絡室に関する事。こと。 4 気象予報(注意報を含む。)、警報及び情報等の収集、伝達に関する事。こと。 5 災害状況の取りまとめに関する事。こと。 6 国・道に対する要請及び報告に関する事。こと。 7 自衛隊の派遣要請依頼に関する事。こと。 8 災害時の車両(作業用を除く。)の確保及び配車に関する事。こと。 9 被災地応急物資及び本部職員等の輸送に関する事。こと。 10 災害日誌及び災害記録に関する事。こと。 11 通信連絡機能の確保に関する事。こと。

消防本部		12 備蓄食料及び資機材等の管理に関すること。 13 他の部及び部内他班の主管に属さないこと。 14 その他特命事項に関すること。		12 備蓄食料及び資機材等の管理に関すること。 13 他の部及び部内他班の主管に属さないこと。 14 <u>消防機関との連絡調整に関すること。</u> 15 その他特命事項に関すること。	消防広域化に伴う変更
		(省略)		(省略)	
		(省略)		(省略)	
	<u>総務班</u>	1 <u>報道関係各機関に対する広報に関すること。</u> 2 <u>災害出動人員の把握に関すること。</u> 3 <u>災害記録に関すること。</u> 4 <u>職団員の非常食料の補給に関すること。</u> 5 <u>部内各班の主管に属さないこと。</u>	(削除)		
	<u>消防班</u>	1 <u>災害防遏に関すること。</u> 2 <u>人命救助及び救出に関すること。</u> 3 <u>救助に伴う機械等の借りに関すること。</u> 4 <u>機械器具の補充に関すること。</u> 5 <u>非常燃料の補給に関すること。</u> 6 <u>水利統制及び交通確保に関すること。</u> 7 <u>相互応援協定に基づく応援要請に関すること。</u>			
	<u>予防班</u>	1 <u>地域住民に対する広報に関すること。</u> 2 <u>情報収集及び関係機関への報告に関すること。</u> 3 <u>火災の原因及び被害の調査に関すること。</u> 4 <u>警戒区域の設定に関すること。</u> 5 <u>危険区域内の居住者の避難命令及び避難者の誘導に関すること。</u> 6 <u>危険物施設の警戒及び危険物の非常処置に関すること。</u> 7 <u>非常時の市内巡視に関すること。</u>			
	<u>通信班</u>	1 <u>職団員の招集に関すること。</u> 2 <u>出動統制に関すること。</u> 3 <u>通信の確保に関すること。</u>			
	<u>消防署班</u>	1 <u>災害の警戒並びに消防、水防活動等防災活動に関すること。</u> 2 <u>人命救助及び破壊消防に関すること。</u> 3 <u>飛び火警戒区域の設定に関すること。</u> 4 <u>避難の指示、伝達及び避難者の誘導に関すること。</u> 5 <u>その他特命事項に関すること。</u>			
		(省略)		(省略)	

第3章
第2節
75頁

第2節 災害情報等の収集・伝達計画
3 通報手段の確保

(2) 専用通信設備

本市が所有する有線回線、地域防災無線、防災行政無線、消防用無線、水道事業用無線、空港用無線施設等の通信設備は次のとおりである。

《 本部の通信施設 》

4	帯広市地域防災無線	
	防災・生活関連機関・医療機関・自衛隊・避難所等との相互通信手段。	
	(1) 基地局 (統制台: 総務課)	
	(2) 簡易中継局 (広野小学校)	
	(3) 陸上移動局	
	ア 半固定型無線機	83局
	(消防本部、警察署、帯広市の出先機関、防災関係機関、避難所、救急告示病院、ライフライン機関等)	
	イ 車載型無線機 (市公用車)	26局
	ウ 携帯型無線機 (災害対策本部用)	11局

7 消防本部

- (1) 一般用電話 26回線 (一般消防業務及び問い合わせ用)
- (2) 119番災害専用受付回線 12回線 (うち携帯4回線)
- (3) 専用電話 11回線 (6出張所、警察署、稲田浄水場、北海道電力、帯広ガス、音更消防署)
- (4) 無線電話
 - ア 基地局 1局 (通信指令室)
 - イ 固定局 14局
 - ウ 移動局 76局 (消防本部、各出張所、分団)
(車載型 43局、携帯型 33局)

78頁

別表1

災害情報報告

(省略)

		災害情報報告					
		(省略)					
応急措置の状況	(3) 避難の状況	自主避難	地区名	避難場所	人数	日時	
		避難勧告					
		避難指示					

第2節 災害情報等の収集・伝達計画
3 通報手段の確保

(2) 専用通信設備

本市及び消防機関が所有する有線回線、地域防災無線、防災行政無線、消防用無線、水道事業用無線、空港用無線施設等の通信設備は次のとおりである。

《 本部の通信施設 》

4	帯広市地域防災無線	
	防災・生活関連機関・医療機関・自衛隊・避難所等との相互通信手段。	
	(1) 基地局 (統制台: 総務課)	
	(2) 簡易中継局 (広野小学校)	
	(3) 陸上移動局	
	ア 半固定型無線機	83局
	(とから広域消防局、警察署、帯広市の出先機関、防災関係機関、避難所、救急告示病院、ライフライン機関等)	
	イ 車載型無線機 (市公用車)	26局
	ウ 携帯型無線機 (災害対策本部用)	11局

7 消防機関 (消防局・消防署・消防団)

- (1) 一般用電話 26回線 (一般消防業務及び問い合わせ用)
- (2) 119番災害専用受付回線 16回線
- (3) 専用電話 10回線 (7署所端末、警察署、北海道電力、帯広ガス)
- (4) 無線電話
 - ア 固定局 15局
 - イ 移動局 95局 (消防署、各出張所、分団)
(車載型 37局、携帯型 33局、卓上型 5局、署活 20局)

別表1

災害情報報告

(省略)

		災害情報報告					
		(省略)					
応急措置の状況	(3) 避難の状況	自主避難	地区名	避難場所	人数	日時	
		避難勧告					
		避難指示(緊急)					

消防広域化に伴う変更

消防広域化に伴う変更

消防広域化に伴う変更

避難情報の名称変更に伴う変更

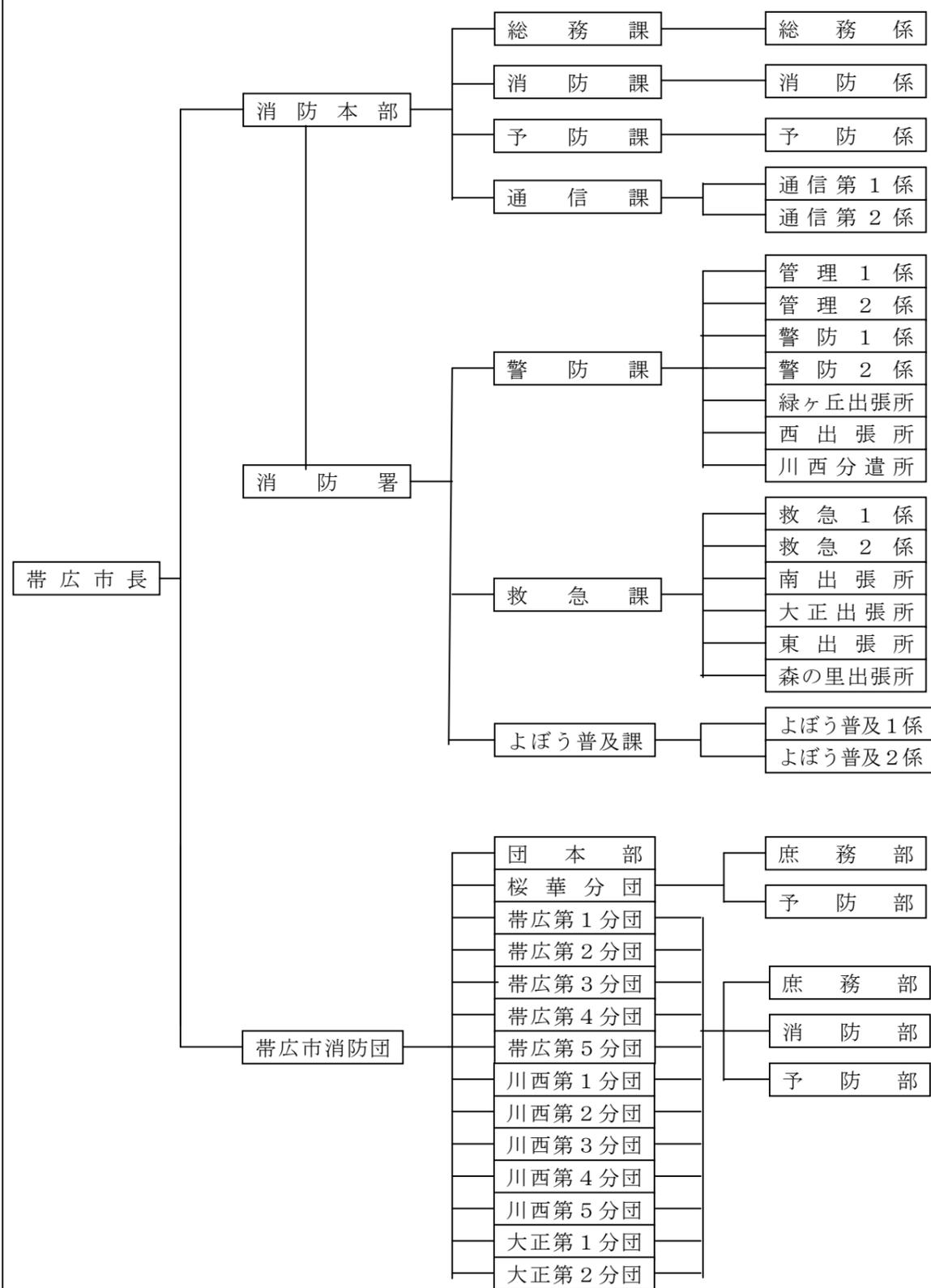
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="231 142 296 338">(4)自衛隊派遣要請の状況</td> <td colspan="3" data-bbox="296 142 1374 338"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 338 296 533">(5)その他措置の状況</td> <td colspan="3" data-bbox="296 338 1374 533"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 533 296 779" rowspan="5">(6)応急対策 出動人員</td> <td colspan="2" data-bbox="296 533 706 575">(ア) 出動人員</td> <td data-bbox="706 533 1374 575">(イ) 主な活動状況</td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 575 706 617">市町村職員</td> <td data-bbox="706 575 842 617">名</td> <td data-bbox="842 575 1374 617"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 617 706 659">消防職員</td> <td data-bbox="706 617 842 659">名</td> <td data-bbox="842 617 1374 659"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 659 706 701">消防団員</td> <td data-bbox="706 659 842 701">名</td> <td data-bbox="842 659 1374 701"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 701 706 743">その他（住民等）</td> <td data-bbox="706 701 842 743">名</td> <td data-bbox="842 701 1374 743"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 743 706 779">計</td> <td data-bbox="706 743 842 779">名</td> <td data-bbox="842 743 1374 779"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 779 296 1192">その他</td> <td colspan="3" data-bbox="296 779 1374 1192">(今後の見通し等)</td> </tr> </table>	(4)自衛隊派遣要請の状況				(5)その他措置の状況				(6)応急対策 出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況	市町村職員	名		消防職員	名		消防団員	名		その他（住民等）	名		計	名		その他	(今後の見通し等)			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1391 142 1457 338">(4)自衛隊派遣要請の状況</td> <td colspan="3" data-bbox="1457 142 2629 338"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1391 338 1457 533">(5)その他措置の状況</td> <td colspan="3" data-bbox="1457 338 2629 533"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1391 533 1457 779" rowspan="5">(6)応急対策 出動人員</td> <td colspan="2" data-bbox="1457 533 1866 575">(ア) 出動人員</td> <td data-bbox="1866 533 2629 575">(イ) 主な活動状況</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 575 1866 617">市町村職員</td> <td data-bbox="1866 575 2003 617">名</td> <td data-bbox="2003 575 2629 617"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 617 1866 659">消防職員</td> <td data-bbox="1866 617 2003 659">名</td> <td data-bbox="2003 617 2629 659"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 659 1866 701">消防団員</td> <td data-bbox="1866 659 2003 701">名</td> <td data-bbox="2003 659 2629 701"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 701 1866 743">その他（住民等）</td> <td data-bbox="1866 701 2003 743">名</td> <td data-bbox="2003 701 2629 743"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 743 1866 779">計</td> <td data-bbox="1866 743 2003 779">名</td> <td data-bbox="2003 743 2629 779"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1391 779 1457 1192">その他</td> <td colspan="3" data-bbox="1457 779 2629 1192">(今後の見通し等)</td> </tr> </table>	(4)自衛隊派遣要請の状況				(5)その他措置の状況				(6)応急対策 出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況	市町村職員	名		消防職員	名		消防団員	名		その他（住民等）	名		計	名		その他	(今後の見通し等)			
(4)自衛隊派遣要請の状況																																																																	
(5)その他措置の状況																																																																	
(6)応急対策 出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況																																																														
	市町村職員	名																																																															
	消防職員	名																																																															
	消防団員	名																																																															
	その他（住民等）	名																																																															
計	名																																																																
その他	(今後の見通し等)																																																																
(4)自衛隊派遣要請の状況																																																																	
(5)その他措置の状況																																																																	
(6)応急対策 出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況																																																														
	市町村職員	名																																																															
	消防職員	名																																																															
	消防団員	名																																																															
	その他（住民等）	名																																																															
計	名																																																																
その他	(今後の見通し等)																																																																
<p>第3章 第3節 87頁</p>	<p>第3節 災害広報・情報提供計画 1 広報内容 (1) 地震発生直後の広報 ア 地震に関する情報 イ 住民避難に関する情報 (ア) 避難の必要性 (イ) 避難所の周知及び避難経路等 ウ 被害に関する情報 (ア) 火災、ガス漏れ、水道漏水状況（発生箇所、<u>避難指示</u>等） (イ) 通信施設の状況（通話規制の状況、通話可能区域等） (ウ) 道路交通情報（交通機関運行状況、道路交通状況、不通区間等） (エ) 電力等の生活関連施設の被害状況 エ 災害緊急病医院等の緊急医療体制に関する情報 オ 地震に関する注意事項の啓発 (ア) 火気、ガス設備等の点検、通話規制時の伝言ダイヤルの利用 (イ) 緊急通報先、手段方法 (ウ) 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項 カ 市の応急活動体制、活動状況</p>	<p>第3節 災害広報・情報提供計画 1 広報内容 (1) 地震発生直後の広報 ア 地震に関する情報 イ 住民避難に関する情報 (ア) 避難の必要性 (イ) 避難所の周知及び避難経路等 ウ 被害に関する情報 (ア) 火災、ガス漏れ、水道漏水状況（発生箇所、<u>避難指示（緊急）</u>等） (イ) 通信施設の状況（通話規制の状況、通話可能区域等） (ウ) 道路交通情報（交通機関運行状況、道路交通状況、不通区間等） (エ) 電力等の生活関連施設の被害状況 エ 災害緊急病医院等の緊急医療体制に関する情報 オ 地震に関する注意事項の啓発 (ア) 火気、ガス設備等の点検、通話規制時の伝言ダイヤルの利用 (イ) 緊急通報先、手段方法 (ウ) 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項 カ 市の応急活動体制、活動状況</p>	<p>避難情報の名称変更に伴う変更</p>																																																														

<p>第3章 第4節 89頁</p>	<p>第4節 避難対策計画 1 避難実施責任者及び措置内容 地震、火災、山(崖)崩れ等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、避難実施責任者は、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。 特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難支援対策を充実・強化するものとし、避難勧告及び避難指示のほか、災害時要援護者の避難に資する<u>避難準備情報</u>を必要に応じて伝達する。</p>	<p>第4節 避難対策計画 1 避難実施責任者及び措置内容 地震、火災、山(崖)崩れ等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、避難実施責任者は、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。 特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難支援対策を充実・強化するものとし、避難勧告及び避難指示(緊急)のほか、災害時要援護者の避難に資する<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を必要に応じて伝達する。</p>	<p>避難情報の名称変更に伴う変更</p>
<p>90頁</p>	<p>2 避難措置における連絡及び協力等 (2) 市は、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。 また、市は、避難勧告や指示等を行う際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。</p> <p>3 避難の勧告、指示又は避難準備情報の周知 市は、<u>避難準備情報</u>の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるなど、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、放送設備、サイレン、広報車両、テレビ、CATV、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、インターネットなど複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し住民の迅速かつ円滑な避難を図る。 特に、災害時要援護者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障害の状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が災害時要援護者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。 (1) 避難の勧告・指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示又は<u>避難準備情報</u>の理由及び内容 (2) 避難所等及び経路 (3) 火災、盗難の予防措置等 (4) 携行品等その他の注意事項</p>	<p>2 避難措置における連絡及び協力等 (2) 市は、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。 また、市は、避難勧告や<u>避難指示(緊急)</u>等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。</p> <p>3 避難の勧告、指示又は避難準備・高齢者等避難開始の周知 市は、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるなど、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、放送設備、サイレン、広報車両、テレビ、CATV、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、インターネットなど複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し住民の迅速かつ円滑な避難を図る。 特に、災害時要援護者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障害の状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が災害時要援護者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。 (1) 避難の勧告・指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示又は<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の理由及び内容 (2) 避難所等及び経路 (3) 火災、盗難の予防措置等 (4) 携行品等その他の注意事項</p>	<p>避難情報の名称変更に伴う変更</p> <p>避難情報の名称変更に伴う変更</p> <p>避難情報の名称変更に伴う変更</p>
<p>第3章 第5節 95頁</p>	<p>第5節 救助救出計画 1 実施責任 (3) <u>市(消防機関)</u> 市(救助法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む。)は、災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、または、日本赤十字社の救</p>	<p>第5節 救助救出計画 1 実施責任 (3) <u>帯広市及び消防機関</u> 市(救助法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む。)及び消防機関は、災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、または、日本赤</p>	<p>消防広域化に伴う変更</p>

	<p>護所に収容する。 また、市は、他の市町村の応援が必要と判断した場合には、当該市町村、北海道等の協力を求める。</p>	<p>十字社の救護所に収容する。 また、市は、他の市町村の応援が必要と判断した場合には、当該市町村、北海道等の協力を求める。</p>	
<p>第3章 第6節 97頁</p>	<p>第6節 地震火災等対策計画 大地震等が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大等により、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。このため、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止等に努めるため、火災防御活動、救急活動、その他消防活動に関する計画を定めるものとする。また、具体的な計画については、非常時災害警防対策計画で定めるものとする。</p> <p>1 消防組織計画</p> <p>(1) 平常時の組織機構 平常時における消防行政にかかる事務事業を円滑、かつ迅速に行うために<u>消防本部、消防署、消防団</u>をもって消防機関を組織するものとする。組織機構は、別表のとおり。</p> <p>(2) 非常時の組織機構 非常災害時の消防機関の防除活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するため、<u>帯広市警防規程第8条第1号</u>の規定による非常時災害警防対策計画に基づく消防体制をとるものとする。</p> <p>(3) 非常時の定義 非常時とは、次の各号に掲げる場合をいう。 ア 火災警報が発令されたとき。 イ 震度5弱以上の地震のとき。 ウ 帯広市災害対策本部が設置されたとき。</p>	<p>第6節 地震火災等対策計画 大地震等が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大等により、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。このため、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止等に努めるため、火災防御活動、救急活動、その他消防活動に関する計画を定めるものとする。また、具体的な計画については、<u>とちろ広域消防局警防規程第8条第1号</u>の規定による非常時災害警防対策計画で定めるものとする。</p> <p>1 消防組織計画</p> <p>(1) 平常時の組織機構 平常時における消防行政にかかる事務事業を円滑、かつ迅速に行うために<u>とちろ広域消防局、消防団</u>をもって消防機関を組織するものとする。組織機構は、別表のとおり。</p> <p>(2) 非常時の組織機構 非常災害時の消防機関の防除活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するため、<u>とちろ広域消防局警防規程第8条第1号</u>の規定による非常時災害警防対策計画に基づく消防体制をとるものとする。</p> <p>(3) 非常時の定義 非常時とは、次の各号に掲げる場合をいう。 ア 火災警報が発令されたとき。 イ 震度5弱以上の地震のとき。 ウ 帯広市災害対策本部が設置されたとき。</p>	<p>消防広域化に伴う変更</p> <p>消防広域化に伴う変更</p>

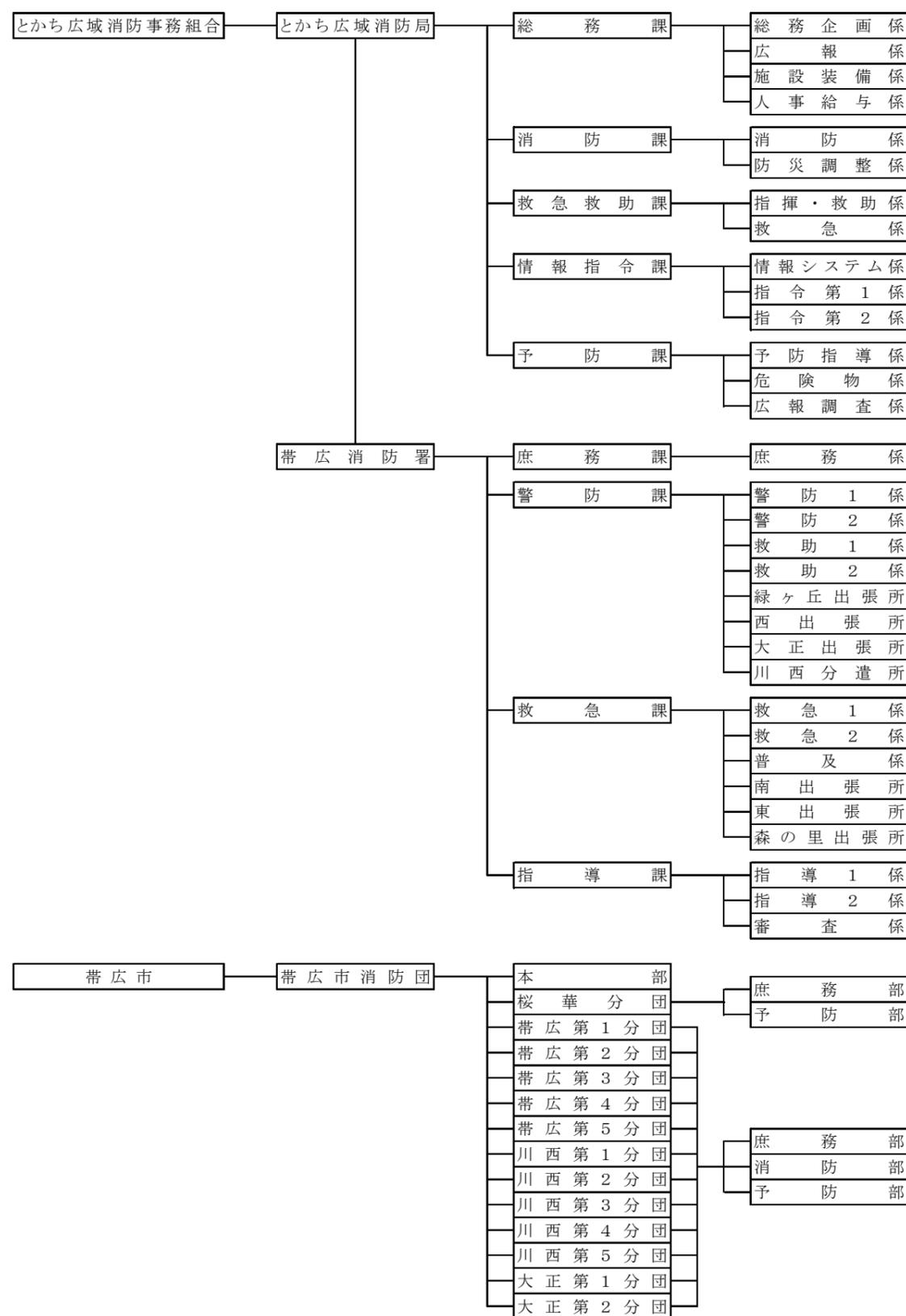
別表 1

消防機構



別表 1

消防機構



消防広域化に伴う変更

99 頁	3 消防活動体制 消防本部、消防署及び消防団は、非常時災害警防対策計画及び帯広市消防団大規模災害活動基準の定めによる体制をとり、業務を迅速かつ的確に遂行するものとする。	3 消防活動体制 とちかち広域消防局及び消防団は、 <u>とちかち広域消防局警防規程第8条第1号の規定による非常時災害警防対策計画</u> 及び帯広市消防団大規模災害活動基準の定めによる体制をとり、業務を迅速かつ的確に遂行するものとする。	消防広域化に伴う変更																																																																																																															
100 頁	別表 2 現有施設状況 (1) 庁舎 <table border="1" data-bbox="237 457 845 976"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>消防本部</td><td>西 6 条南 6 丁目 3 - 1</td></tr> <tr><td>消防署</td><td>西 6 条南 6 丁目 3 - 1</td></tr> <tr><td>緑ヶ丘出張所</td><td>緑ヶ丘東通西 1</td></tr> <tr><td>西出張所</td><td>西 19 条北 1 丁目 6 - 5</td></tr> <tr><td>南出張所</td><td>西 17 条南 41 丁目 5 - 9</td></tr> <tr><td>大正出張所</td><td>大正本町西 1 条 1 丁目 2 - 3</td></tr> <tr><td>東出張所</td><td>東 7 条南 11 丁目 1 - 3</td></tr> <tr><td>森の里出張所</td><td>西 22 条南 4 丁目 1 - 3</td></tr> <tr><td>川西分遣所</td><td>清川町西 2 線 128 - 10</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="237 1050 1157 1869"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">帯 広 市 消 防 団</td> <td>団 本 部</td> <td>西 6 条南 6 丁目 3 - 1 消防本部内</td> </tr> <tr> <td>桜華分団</td> <td>西 6 条南 6 丁目 3 - 1 消防本部内</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">帯 広 地 域</td> <td>第 1 分団</td> <td>東 7 条南 11 丁目 1 - 3 東出張所内</td> </tr> <tr> <td>第 2 分団</td> <td>西 17 条南 41 丁目 5 - 9 南出張所内</td> </tr> <tr> <td>第 3 分団</td> <td>緑ヶ丘東通西 1 緑ヶ丘出張所内</td> </tr> <tr> <td>第 4 分団</td> <td>西 4 条北 2 丁目 5 - 1 北福祉センター内</td> </tr> <tr> <td>第 5 分団</td> <td>西 23 条南 1 丁目 101</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">川 西 地 域</td> <td>第 1 分団</td> <td>川西町西 2 線 59 - 43</td> </tr> <tr> <td>第 2 分団</td> <td>上帯広町西 1 線 76 - 5</td> </tr> <tr> <td>第 3 分団</td> <td>広野町西 2 線 149</td> </tr> <tr> <td>第 4 分団</td> <td>清川町西 2 線 128 - 10 川西分遣所内</td> </tr> <tr> <td>第 5 分団</td> <td>上清川町西 1 線 183 - 21</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大 正 地 域</td> <td>第 1 分団</td> <td>大正本町西 1 条 1 丁目 2 - 3 大正出張所内</td> </tr> <tr> <td>第 2 分団</td> <td>愛国町基線 41 - 85</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	消防本部	西 6 条南 6 丁目 3 - 1	消防署	西 6 条南 6 丁目 3 - 1	緑ヶ丘出張所	緑ヶ丘東通西 1	西出張所	西 19 条北 1 丁目 6 - 5	南出張所	西 17 条南 41 丁目 5 - 9	大正出張所	大正本町西 1 条 1 丁目 2 - 3	東出張所	東 7 条南 11 丁目 1 - 3	森の里出張所	西 22 条南 4 丁目 1 - 3	川西分遣所	清川町西 2 線 128 - 10	名 称		所 在 地	帯 広 市 消 防 団	団 本 部	西 6 条南 6 丁目 3 - 1 消防本部内	桜華分団	西 6 条南 6 丁目 3 - 1 消防本部内	帯 広 地 域	第 1 分団	東 7 条南 11 丁目 1 - 3 東出張所内	第 2 分団	西 17 条南 41 丁目 5 - 9 南出張所内	第 3 分団	緑ヶ丘東通西 1 緑ヶ丘出張所内	第 4 分団	西 4 条北 2 丁目 5 - 1 北福祉センター内	第 5 分団	西 23 条南 1 丁目 101	川 西 地 域	第 1 分団	川西町西 2 線 59 - 43	第 2 分団	上帯広町西 1 線 76 - 5	第 3 分団	広野町西 2 線 149	第 4 分団	清川町西 2 線 128 - 10 川西分遣所内	第 5 分団	上清川町西 1 線 183 - 21	大 正 地 域	第 1 分団	大正本町西 1 条 1 丁目 2 - 3 大正出張所内	第 2 分団	愛国町基線 41 - 85	別表 2 現有施設状況 (1) 庁舎 <table border="1" data-bbox="1454 457 2507 976"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とちかち広域消防局</td> <td>西 6 条南 6 丁目 3 - 1</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">帯 広 消 防 署</td> <td>帯広消防署</td> <td>西 6 条南 6 丁目 3 - 1</td> </tr> <tr> <td>緑ヶ丘出張所</td> <td>緑ヶ丘東通西 1</td> </tr> <tr> <td>西出張所</td> <td>西 19 条北 1 丁目 6 - 5</td> </tr> <tr> <td>南出張所</td> <td>西 17 条南 41 丁目 5 - 9</td> </tr> <tr> <td>大正出張所</td> <td>大正本町西 1 条 1 丁目 2 - 3</td> </tr> <tr> <td>東出張所</td> <td>東 7 条南 11 丁目 1 - 3</td> </tr> <tr> <td>森の里出張所</td> <td>西 22 条南 4 丁目 1 - 3</td> </tr> <tr> <td>川西分遣所</td> <td>清川町西 2 線 128 - 10</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1454 1050 2507 1869"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">帯 広 市 消 防 団</td> <td>団 本 部</td> <td>西 6 条南 6 丁目 3 - 1 消防庁舎内</td> </tr> <tr> <td>桜華分団</td> <td>西 6 条南 6 丁目 3 - 1 消防庁舎内</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">帯 広 地 域</td> <td>帯広第 1 分団</td> <td>東 7 条南 11 丁目 1 - 3 東出張所内</td> </tr> <tr> <td>帯広第 2 分団</td> <td>西 17 条南 41 丁目 5 - 9 南出張所内</td> </tr> <tr> <td>帯広第 3 分団</td> <td>緑ヶ丘東通西 1 緑ヶ丘出張所内</td> </tr> <tr> <td>帯広第 4 分団</td> <td>西 4 条北 2 丁目 5 - 1 北福祉センター内</td> </tr> <tr> <td>帯広第 5 分団</td> <td>西 23 条南 1 丁目 101</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">川 西 地 域</td> <td>川西第 1 分団</td> <td>川西町西 2 線 59 - 43</td> </tr> <tr> <td>川西第 2 分団</td> <td>上帯広町西 1 線 76 - 5</td> </tr> <tr> <td>川西第 3 分団</td> <td>広野町西 2 線 149</td> </tr> <tr> <td>川西第 4 分団</td> <td>清川町西 2 線 128 - 10 川西分遣所内</td> </tr> <tr> <td>川西第 5 分団</td> <td>上清川町西 1 線 183 - 21</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大 正 地 域</td> <td>大正第 1 分団</td> <td>大正本町西 1 条 1 丁目 2 - 3 大正出張所内</td> </tr> <tr> <td>大正第 2 分団</td> <td>愛国町基線 41 - 85</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	とちかち広域消防局	西 6 条南 6 丁目 3 - 1	帯 広 消 防 署	帯広消防署	西 6 条南 6 丁目 3 - 1	緑ヶ丘出張所	緑ヶ丘東通西 1	西出張所	西 19 条北 1 丁目 6 - 5	南出張所	西 17 条南 41 丁目 5 - 9	大正出張所	大正本町西 1 条 1 丁目 2 - 3	東出張所	東 7 条南 11 丁目 1 - 3	森の里出張所	西 22 条南 4 丁目 1 - 3	川西分遣所	清川町西 2 線 128 - 10	名 称		所 在 地	帯 広 市 消 防 団	団 本 部	西 6 条南 6 丁目 3 - 1 消防庁舎内	桜華分団	西 6 条南 6 丁目 3 - 1 消防庁舎内	帯 広 地 域	帯広第 1 分団	東 7 条南 11 丁目 1 - 3 東出張所内	帯広第 2 分団	西 17 条南 41 丁目 5 - 9 南出張所内	帯広第 3 分団	緑ヶ丘東通西 1 緑ヶ丘出張所内	帯広第 4 分団	西 4 条北 2 丁目 5 - 1 北福祉センター内	帯広第 5 分団	西 23 条南 1 丁目 101	川 西 地 域	川西第 1 分団	川西町西 2 線 59 - 43	川西第 2 分団	上帯広町西 1 線 76 - 5	川西第 3 分団	広野町西 2 線 149	川西第 4 分団	清川町西 2 線 128 - 10 川西分遣所内	川西第 5 分団	上清川町西 1 線 183 - 21	大 正 地 域	大正第 1 分団	大正本町西 1 条 1 丁目 2 - 3 大正出張所内	大正第 2 分団	愛国町基線 41 - 85	消防広域化に伴う変更
名 称	所 在 地																																																																																																																	
消防本部	西 6 条南 6 丁目 3 - 1																																																																																																																	
消防署	西 6 条南 6 丁目 3 - 1																																																																																																																	
緑ヶ丘出張所	緑ヶ丘東通西 1																																																																																																																	
西出張所	西 19 条北 1 丁目 6 - 5																																																																																																																	
南出張所	西 17 条南 41 丁目 5 - 9																																																																																																																	
大正出張所	大正本町西 1 条 1 丁目 2 - 3																																																																																																																	
東出張所	東 7 条南 11 丁目 1 - 3																																																																																																																	
森の里出張所	西 22 条南 4 丁目 1 - 3																																																																																																																	
川西分遣所	清川町西 2 線 128 - 10																																																																																																																	
名 称		所 在 地																																																																																																																
帯 広 市 消 防 団	団 本 部	西 6 条南 6 丁目 3 - 1 消防本部内																																																																																																																
	桜華分団	西 6 条南 6 丁目 3 - 1 消防本部内																																																																																																																
	帯 広 地 域	第 1 分団	東 7 条南 11 丁目 1 - 3 東出張所内																																																																																																															
		第 2 分団	西 17 条南 41 丁目 5 - 9 南出張所内																																																																																																															
		第 3 分団	緑ヶ丘東通西 1 緑ヶ丘出張所内																																																																																																															
		第 4 分団	西 4 条北 2 丁目 5 - 1 北福祉センター内																																																																																																															
		第 5 分団	西 23 条南 1 丁目 101																																																																																																															
	川 西 地 域	第 1 分団	川西町西 2 線 59 - 43																																																																																																															
		第 2 分団	上帯広町西 1 線 76 - 5																																																																																																															
		第 3 分団	広野町西 2 線 149																																																																																																															
		第 4 分団	清川町西 2 線 128 - 10 川西分遣所内																																																																																																															
		第 5 分団	上清川町西 1 線 183 - 21																																																																																																															
	大 正 地 域	第 1 分団	大正本町西 1 条 1 丁目 2 - 3 大正出張所内																																																																																																															
		第 2 分団	愛国町基線 41 - 85																																																																																																															
	名 称	所 在 地																																																																																																																
とちかち広域消防局	西 6 条南 6 丁目 3 - 1																																																																																																																	
帯 広 消 防 署	帯広消防署	西 6 条南 6 丁目 3 - 1																																																																																																																
	緑ヶ丘出張所	緑ヶ丘東通西 1																																																																																																																
	西出張所	西 19 条北 1 丁目 6 - 5																																																																																																																
	南出張所	西 17 条南 41 丁目 5 - 9																																																																																																																
	大正出張所	大正本町西 1 条 1 丁目 2 - 3																																																																																																																
	東出張所	東 7 条南 11 丁目 1 - 3																																																																																																																
	森の里出張所	西 22 条南 4 丁目 1 - 3																																																																																																																
	川西分遣所	清川町西 2 線 128 - 10																																																																																																																
名 称		所 在 地																																																																																																																
帯 広 市 消 防 団	団 本 部	西 6 条南 6 丁目 3 - 1 消防庁舎内																																																																																																																
	桜華分団	西 6 条南 6 丁目 3 - 1 消防庁舎内																																																																																																																
	帯 広 地 域	帯広第 1 分団	東 7 条南 11 丁目 1 - 3 東出張所内																																																																																																															
		帯広第 2 分団	西 17 条南 41 丁目 5 - 9 南出張所内																																																																																																															
		帯広第 3 分団	緑ヶ丘東通西 1 緑ヶ丘出張所内																																																																																																															
		帯広第 4 分団	西 4 条北 2 丁目 5 - 1 北福祉センター内																																																																																																															
		帯広第 5 分団	西 23 条南 1 丁目 101																																																																																																															
	川 西 地 域	川西第 1 分団	川西町西 2 線 59 - 43																																																																																																															
		川西第 2 分団	上帯広町西 1 線 76 - 5																																																																																																															
		川西第 3 分団	広野町西 2 線 149																																																																																																															
		川西第 4 分団	清川町西 2 線 128 - 10 川西分遣所内																																																																																																															
		川西第 5 分団	上清川町西 1 線 183 - 21																																																																																																															
	大 正 地 域	大正第 1 分団	大正本町西 1 条 1 丁目 2 - 3 大正出張所内																																																																																																															
		大正第 2 分団	愛国町基線 41 - 85																																																																																																															

(2) 消防職員・団員及び消防車両

人員・車両 本部・署・団別		職員 団員 数	水槽付 消防ポン プ自動車	消防ポン プ自動車	機			械		高規格救急車	指揮車	その他車両	合 計
					小型動力ポン プ付水槽車	はしご車	屈折はしご車	化学車	救助工作車				
本部・本署・出張所・分遣所	消防本部	45										4	4
	本 署	81	1	1		1	1	1	1	2	1	4	13
	緑ヶ丘出張所	12	1										1
	西出張所	12	1										1
	南出張所	26	1		1					1			3
	大正出張所	12	1							1			2
	東出張所	20	1							1			2
	森の里出張所	20						1		1			2
	川西分遣所	2										1	1
	小 計	230	6	1	1	1	1	2	1	6	1	9	29
帯 広 市 消 防 団	団 本 部	7											
	桜 華 分 団	20											
	帯広第1分団	25		1									1
	帯広第2分団	27		1									1
	帯広第3分団	20		1									1
	帯広第4分団	32		1									1
	帯広第5分団	28		1									1
	川西第1分団	28	1										1
	川西第2分団	25	1										1
	川西第3分団	27	1										1
	川西第4分団	26	1										1
	川西第5分団	20	1										1
	大正第1分団	41	1										1
大正第2分団	24	1										1	
小 計	350	7	5									12	
合 計	580	13	6	1	1	1	2	1	6	1	9	41	

※平成27年4月1日現在

(2) 消防職員・団員及び消防車両

人員・車両 局・署・団別		職員 団員 数	水槽付 消防ポン プ自動車	消防ポン プ自動車	特殊車					高規格救急車	指 揮 車	そ の 他 車 両	合 計
					小型動力ポン プ付水槽車	はしご車	屈折はしご車	化学車	救助工作車				
とちろ広域消防局		68										4	4
帯 広 消 防 署		192	6	1	1	1	1	2	1	6	1	5	25
本 署		86	1	1		1	1	1	1	2	1	4	13
緑ヶ丘出張所		12	1										1
西 出 張 所		12	1										1
南 出 張 所		26	1		1					1			3
大正出張所		14	1							1			2
東 出 張 所		20	1							1			2
森の里出張所		20						1		1			2
川西分遣所		2										1	1
帯 広 市 消 防 団		352	7	5									12
本 部		7											
桜 華 分 団		20											
帯広第1分団		27		1									1
帯広第2分団		26		1									1
帯広第3分団		24		1									1
帯広第4分団		32		1									1
帯広第5分団		28		1									1
川西第1分団		26	1										1
川西第2分団		27	1										1
川西第3分団		27	1										1
川西第4分団		25	1										1
川西第5分団		21	1										1
大正第1分団		38	1										1
大正第2分団		24	1										1

※ 平成28年4月1日現在

※ とちろ広域消防局は、十勝管内19市町村で構成する消防本部。

消防広域化に伴う変更

102 頁	<p>(3) 水利</p> <table border="1" data-bbox="252 178 1350 409"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>基 数</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 火 栓</td> <td>公設</td> <td>1,745</td> <td rowspan="2">1,833</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防火水槽</td> <td>公設</td> <td>47</td> <td rowspan="2">130</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td>公設</td> <td colspan="2">43</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成27年4月1日現在</p> <p>6 震災警防対策 (2) 消防通信連絡体制 地震災害等における情報の収集、伝達を迅速確実にを行うため、<u>消防本部</u>と諸隊間及び関係機関との間の通信は、有線通信を最大限活用するとともに、有線通信が途絶もしくは輻輳したときは、防災無線通信の活用、又は車両等の伝令により、速やかなる連絡体制を確保する。</p>			基 数	合 計	消 火 栓	公設	1,745	1,833	私設	88	防火水槽	公設	47	130	私設	83	井 戸	公設	43		<p>(3) 水利</p> <table border="1" data-bbox="1469 178 2567 409"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>基 数</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 火 栓</td> <td>公設</td> <td>1,743</td> <td rowspan="2">1,830</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防火水槽</td> <td>公設</td> <td>47</td> <td rowspan="2">130</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td>公設</td> <td colspan="2">43</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成28年4月1日現在</p> <p>6 震災警防対策 (2) 消防通信連絡体制 地震災害等における情報の収集、伝達を迅速確実にを行うため、<u>とちぎ広域消防局</u>と諸隊間及び関係機関との間の通信は、有線通信を最大限活用するとともに、有線通信が途絶もしくは輻輳したときは、防災無線通信の活用、又は車両等の伝令により、速やかなる連絡体制を確保する。</p>			基 数	合 計	消 火 栓	公設	1,743	1,830	私設	87	防火水槽	公設	47	130	私設	83	井 戸	公設	43		消防広域化に伴う変更
		基 数	合 計																																								
消 火 栓	公設	1,745	1,833																																								
	私設	88																																									
防火水槽	公設	47	130																																								
	私設	83																																									
井 戸	公設	43																																									
		基 数	合 計																																								
消 火 栓	公設	1,743	1,830																																								
	私設	87																																									
防火水槽	公設	47	130																																								
	私設	83																																									
井 戸	公設	43																																									
第3章 第8節 106 頁	<p>第8節 交通応急対策計画 1 交通応急対策の実施 (5) <u>帯広市(消防機関)</u> ア 市町村が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努めるものとする。 イ 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合において、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。 ウ 消防吏員は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。 この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。</p>	<p>第8節 交通応急対策計画 1 交通応急対策の実施 (5) <u>帯広市及びとちぎ広域消防局</u> ア 市町村が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努めるものとする。 イ 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合において、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。 ウ 消防吏員は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。 この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。</p>	消防広域化に伴う変更																																								
第3章 第11節 123 頁	<p>第11節 食料供給計画 5 食料の備蓄及び調達 災害発生直後において、国・道による救援が本格化するまでの期間については、帯広市が備蓄する非常用食料により供給を行うものとする。 被災者の数が増大し、備蓄食料による供給では対応できない場合は、帯広市と協定を締結している生活協同組合コープさっぽろ、イオン北海道株式会社、株式会社イトーヨーカ堂及び市内の業者に協力を要請し、数量の確保を行うものとする。 また、炊き出し等に必要な食料を確保できないときは道東六市防災協定、北海道及び市町村相互応援協定に基づく要請、及び十勝総合振興局を通じ、必要な物資の提供、斡旋を要請するものとする。 また、乳児食については、人工栄養を必要とし、その確保が困難なものに対して、実情に応じて市が市内取扱業者から購入し、支給するものとする。</p>	<p>第11節 食料供給計画 5 食料の備蓄及び調達 災害発生直後において、国・道による救援が本格化するまでの期間については、帯広市が備蓄する非常用食料により供給を行うものとする。 被災者の数が増大し、備蓄食料による供給では対応できない場合は、帯広市と協定を締結している生活協同組合コープさっぽろ、イオン北海道株式会社、株式会社イトーヨーカ堂、<u>株式会社セブン-イレブン・ジャパン</u>及び市内の業者に協力を要請し、数量の確保を行うものとする。 また、炊き出し等に必要な食料を確保できないときは道東六市防災協定、北海道及び市町村相互応援協定に基づく要請、及び十勝総合振興局を通じ、必要な物資の提供、斡旋を要請するものとする。 また、乳児食については、人工栄養を必要とし、その確保が困難なものに対して、実情に応じて市が市内取扱業者から購入し、支給するものとする。</p>	新たな防災協定の締結に伴う変更																																								

